

春の交通安全県民運動

4月6日(日)～15日(火)

新しい生活が始まる4月。交通環境に不慣れな新1年生が、交通事故に遭うことが心配されます。

また、田原市内では最近、高齢者の交通事故が多く発生しています。

ドライバーの皆さん、子どもや高齢者を見かけたら、思いやりのある運転を心がけましょう。

重点目標

子どもや高齢者を交通事故から守ろう



後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

自転車の安全利用を進めよう

飲酒運転を根絶しよう

総務課

23局3504 FAX 23局0180

グリーンメッセージ営業再開

田原市の姉妹都市、設楽町津具にあるペンション「グリーンメッセージ」が冬季休業を終え、3月16日(日)から営業を再開します。

グリーンメッセージ

(05336)83局2343

FAX (05336)83局2505

都市計画の決定および変更に関する説明会(田原赤羽根地区)

田原赤羽根地区における区域区分および用途地域の都市計画変更、土地区画整理事業の都市計画決定に関する説明会を開催します。

日時：3月14日(金)午後7時～
場所：赤羽根市民館多目的ホール
街づくり推進課

23局3523 FAX 23局0180

たい肥散布に際してのお願い

これから夏場にかけて、農地へのたい肥散布の時期を迎えます。

たい肥を散布したとき、近隣の住宅や観光施設などから、悪臭やハエなどに関する苦情を招くことがあります。たい肥を使用する際には次の点に注意し、生活環境の保全と水質汚濁などの防止にご協力ください。

1 悪臭が発生するようない肥を使用しないようにしましょう。

十分に発酵させてあり、悪臭を伴わない「完熟たい肥」を使用しましょう。

2 農地に搬入したたい肥は、直ちに鋤き込みましょう。

雨天により鋤き込みめないような

事態にならないよう、天候などにも注意を払いましょう。

3 特に住居や観光施設などに近い農地にたい肥を散布するときは、生活環境に十分配慮し、悪臭はもちらんのこと、害虫や汚水なども発生させないようにしましょう。

4 地下水汚染の原因にもなる「過剰なたい肥投入」にならないよう配慮しましょう。

環境衛生課
23局3541 FAX 23局0488

「パートタイム労働法」が
変わります

平成20年4月1日から、改正パートタイム労働法がスタートします。改正法には、次のような内容が盛り込まれています。

雇う際には「労働条件」を文書などでハッキリ示す
「待遇」について、きちんと説明する

正社員と同様の就業実態がある場合、正社員と同程度の処遇にする働き方の違いに応じて「待遇」を決める

「正社員」に転換するチャンスを与える

詳しくはホームページをご覧ください

パブリックコメント 意見募集!

パブリックコメント手続制度に基づき、次の案件について意見を募集しています。

田原市耐震改修促進計画案について

募集期間 2月29日(金)～3月19日(水)
市内の住宅および建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から市民の生命および財産を守ることを目的とした計画を策定します。

担当課 建築課 23局3526 FAX 22局3817

✉ kentiku@city.tahara.aichi.jp

意見提出方法

公表場所へ持参 郵便
FAX Eメール

住所、氏名、電話番号を明記のうえ、意見を提出してください。(個々の意見には直接回答いたしません。)

計画案の公表場所

市役所建築課、市民生活課(市役所赤羽根支所・渥美支所)、中央図書館、市ホームページ

HP http://www.city.tahara.aichi.jp

だくか、お問い合わせください。

愛知労働局雇用均等室

(052)219局5509

HP http://www.aichi-rodou.go.jp